

① 映画に係る新たな顕彰制度 検討会議 (令和元年7月) 文化市民局 文化芸術企画課		
懇談会	<会議>	<市民公募委員>
<p>&lt;目的&gt;</p> <p>京都が培ってきた映画文化の継承と更なる振興を図り、時代劇をはじめとした京都での更なる映画製作につなげるため、映画関係者や有識者等の意見を踏まえ、映画を対象とした新たな顕彰制度を検討する。</p>	<p>非公開</p> <p>審議・検討・協議情報に該当するため</p>	<p>公募しない</p> <p>当該顕彰制度創設には、映画製作等に係る現状・課題を把握し、それに関わる製作技術やその財産の未来への継承、さらに京都の産業・観光振興、文化の発信、持続可能な担い手の育成等といった観点から発言いただける、高度な専門性を持った委員による議論が必要であるため、公募委員の選任が困難である。</p>
	<p>&lt;市民協働推進担当の意見&gt;</p> <p>会議は非公開であるが、本会議では顕彰制度に関して、主要事項（プロ、アマチュア区別や受賞対象者、作品に関する応募条件、監督のキャリア、作品規模、支援の目的等）を議論する会議であり、顕彰制度発足後に特定の者に不当に利益を与えるおそれがある情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例」第7条第5号の審議、検討、協議情報に該当し、非公開。</p> <p>委員公募については行わないとされているが、公募しない理由として「当該顕彰制度創設には、映画製作等に係る現状・課題を把握し、それに関わる製作技術やその財産の未来への継承、さらに京都の産業・観光振興、文化の発信、持続可能な担い手の育成等といった観点から発言いただける高度な専門性を持った委員による議論が必要である」とあるため、要綱設置の懇談会等において、特定分野の企業・団体等から意見聴取等を行うことを主な目的としているもので、特に専門性が高いものであるため、公募委員を入れることが困難であると認める</p>	

② 元船岡寮跡地有効活用事業者選定委員会（令和元年8月）保健福祉局 介護ケア推進課		
附属機関	<会議> 非公開	<市民公募委員> 公募しない
<p>&lt;目的&gt;</p> <p>旧盲養護老人ホーム船岡寮跡地を地域密着型特別養護老人ホームの整備用地として活用するに当たり、契約候補事業者の選定に関する事項について、専門的見地から審議する。</p>	<p>法人等の事業活動に関する情報及び審議・検討・協議情報に該当するため</p>	<p>高齢者福祉施設の建築を条件として民間事業者へ売却するに当たり必要となる、必要最小限の「売却条件の設定」及び「応募された活用計画の審査」に限定された話題について議論する会議であり、当該地において必要となる高齢者福祉サービスの具体的な種別、それが実現できるかを判断するための収支計画等の事業の実現性及び売却先法人の財務健全性等の項目について、高齢者福祉及び介護保険事業に対して特に専門的な知見を有する者を委員として選任し、専門的な立場から審議いただくことが必要であるため。</p>
	<p>&lt;市民協働推進担当の意見&gt;</p> <p>「京都市情報公開条例」第7条第2号の法人等の事業活動に関する情報、第7条第5号審議・検討・協議情報に該当し、非公開。</p> <p>委員公募については行わないとされているが、公募しない理由として「高齢者福祉施設の建築を条件として民間事業者へ売却するに当たり必要となる、必要最小限の「売却条件の設定」及び「応募された活用計画の審査」に限定された話題について議論する会議」であり、特定の個人、企業、団体等に関する審査・意見聴取等を行うもので、特に専門性が高いものであるため、公募委員を入れることが困難であると認める。</p>	
③ 京都市指定金融機関選定委員会（令和元年9月）会計室		
附属機関	<会議> 一部非公開	<市民公募委員> 公募しない
<p>&lt;目的&gt;</p> <p>指定金融機関の選定基準及び事業者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議する。</p> <p>指定金融機関とは、公金の出納及び保管を行う金融機関であり、委員会では、健全性、指定金融機関の取引条件、利便性、地域貢献、資金調達等への対応等を専門的な見地から総合的に評価し、候補となる金融機関の選定を行う。</p>	<p>法人等の事業活動に関する情報及び審議・検討・協議情報に該当するため</p>	<p>指定金融機関の選定に際しては、応募した金融機関の健全性、指定金融機関の取引条件、利便性、地域貢献、資金調達等への対応等を専門的な見地から総合的に評価する必要があるため、委員会は、金融論、財政学、会計の実務等の専門知識を持った外部委員で構成する必要がある。</p>
	<p>&lt;市民協働推進担当の意見&gt;</p> <p>「京都市情報公開条例」第7条第2号の法人等の事業活動に関する情報、第7条第5号審議・検討・協議情報に該当し、非公開。</p> <p>委員公募については行わないとされているが、公募しない理由として「指定金融機関の選定に際しては、応募した金融機関の健全性、指定金融機関の取引条件、利便性、地域貢献、資金調達等への対応等を専門的な見地から総合的に評価する必要があるため、委員会は、金融論、財政学、会計の実務等の専門知識を持った外部委員で構成する必要がある」とあるため、特定の個人、企業、団体等に関する審査・意見聴取等を行うもので、特に専門性が高いものであるため、公募委員の選任が困難であると認める。</p>	